

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 七
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 七
- 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 七
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 七
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 六
- 道路の供用を開始する件 六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 五

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 七
- 争議行為を行う旨通知があった件 七
- 都市計画事業の認可の告示があった件三件 八

福島県選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 八

福島県人事委員会

- 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 八
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報に関する件の一部を改正する件 八

告 示

福島県告示第百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年三月十三日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤 雄平 指定年月日

上町内科皮膚科クリニック 南相馬市原町区北町二七七―一 平成二十四年二月一日

原町仮診療所 白河市大信増見字増見三〇六一―一 平成一九年一月一日

国井歯科医院 須賀川市大町二七四 平成二十四年一月一日

松井歯科医院 須賀川市大町二七四 同

しのお薬局 西白河郡矢吹町本町二五一 同

しのお薬局 西白河郡矢吹町本町二五一 同

しのお薬局 西白河郡矢吹町本町二五一 同

福島県告示第百十五号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十四年三月十三日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤 雄平 廃止年月日

松井歯科医院 須賀川市大町二七四 平成二十三年二月三十一日

しのお薬局 西白河郡矢吹町本町二五五 平成二十四年一月二二日

しのお薬局 西白河郡矢吹町本町二五五 (社会福祉課)

福島県告示第百十六号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。

平成二十四年三月十三日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤 雄平 廃止年月日

コスモ調剤薬局北町店 南相馬市原町区北町二七四―一 平成二十四年一月一日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤 雄平 廃止年月日

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

福島県告示第百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品福島北店 福島県福島市笹谷字中谷地十一番一ほか九筆

二 法第八條第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物に関する事項

（一）廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの（古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等）、びん類、缶類）については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。

また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。

（二）廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類（産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）・事業系一般廃棄物など）ごとにそれぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。

（商業まちづくり課）

福島県告示第百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

中町再開発ビル 福島県郡山市中町七番地ほか

二 法第八條第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 防災・防犯対策への協力

郡山市では、平成二十年四月一日から「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者等（土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものをいいます。）がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっております。なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念

を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。

（商業まちづくり課）

福島県告示第百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品白河店 トレンドプラザ トレンドビル 福島県白河市昭和町百八十八番地一ほか

二 法第八條第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年三月十三日から同年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一

二 法第八條第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十四年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	南会津郡南会津町田島字田島柳六五番地先から 同 郡同 町田島字田島柳六六番地先まで	平成二十四年三月 一三日

(道路計画課)

福島県告示第百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十四年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称

郡山市

二 都市計画事業の種類及び名称

県中都市計画道路事業 三・四・百一十一号 東部幹線

三 事業認可の年月日

平成十七年十二月六日

四 事業施行期間

(変更前) 平成十七年十二月六日から平成二十四年三月三十一日まで
(変更後) 平成十七年十二月六日から平成二十九年三月三十一日まで

五 事業地

取用の部分 都市計画事業を認可した件(平成十七年福島県告示第九百六十八号)

の事業地のうち久保田字三御堂地内において事業地を変更する。

使用の部分 都市計画事業を認可した件(平成十七年福島県告示第九百六十八号)

の事業地のうち久保田字三御堂地内において事業地を変更する。

(まちづくり推進課)

公 告

公告第四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十四年二月二十八日

二 名称

特定非営利活動法人相馬活性化支援隊

三 代表者の氏名

高橋 睦男

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬市尾浜字細田三十二番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、相馬市内の歴史的建造物および文化施設に対して、施設等の保全、保護に関する事業を行い、歴史的文化的の継承に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四十三号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長長野地寿子から大幅な賃金の引き上げと雇用の確保、医療・介護・福祉労働者の大幅増員等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨平成二十四年三月二日付けで通知があった。

平成二十四年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 日時 平成二十四年三月十五日から問題解決までの期間

二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護ほほえみステーション、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、ほほえみ介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、訪問看護なないろステーション、学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にこにこヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTRRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属若ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧、山鹿クリニック及び星総合病院附属星ヶ丘病院

三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

公告第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	都市計画法 郡山市清水台一丁目六番二一 号 福島県中建設事務所	施行者の名称	福島県	事業地の所在	取用の部分 変更なし 使用の部分 なし
郡山市清水台一丁目六番二一 号 福島県中建設事務所	福島県	郡山市清水台一丁目六番二一 号 福島県中建設事務所	福島県	取用の部分 変更なし 使用の部分 なし	

（まちづくり推進課）

公告第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	都市計画法 会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松建設事務所	施行者の名称	福島県	事業地の所在	取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし
会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松建設事務所	福島県	会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松建設事務所	福島県	取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	

（まちづくり推進課）

公告第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年三月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	都市計画法 原町都市計画道路 事業三・四・一〇二号 駅前北原線	施行者の名称	福島県	事業地の所在	取用の部分 変更なし 使用の部分 なし
原町都市計画道路 事業三・四・一〇二号 駅前北原線	福島県	南相馬市原町区 錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所	福島県	取用の部分 変更なし 使用の部分 なし	

（まちづくり推進課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十四年三月二日現在において、次のとおりである。

平成二十四年三月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、六七七
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三三八、九七一
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

選挙区

福 島 市	七八、二二八	田 村 市 田 村 郡	一九、五五七
会 津 若 松 市	三三、七六八	南 相 馬 市 相 馬 郡 飯 館 村	二〇、二二六
郡 山 市	八八、三二五	伊 達 市 伊 達 郡	二九、〇七二
い わ き 市	九二、四二五	本 宮 市 安 達 郡	一〇、七二二
白 河 市 西 白 河 郡	三〇、四六六	南 会 津 郡	八、四七二
須 賀 川 市 岩 瀬 郡	二六、三九六	河 沼 郡	六、七七六
喜 多 方 市 耶 麻 郡	二二、七三六	大 沼 郡	八、二八四
相 馬 市 相 馬 郡 新 地 町	一一、二〇九	東 白 川 郡	九、六〇七
二 本 松 市	一六、二八七	石 川 郡	一一、一〇三
		双 葉 郡	一八、九六四

福島県人事委員会

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十三日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第三号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

「行政事務

別表第二福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の項中

「行政事務

一般行政の事務（警察本部
察署等におけるものを除く

一般行政の事務（警察本部及び警察署等におけるものを除く。）に関する業務に従事することを職務とする職

土木

関する業務に従事することとする職
主として土木に関する知識又はその他の能力を必要と務に従事することを職務と

及び警
。）に
を職務
に改める。

、技術
する業
する職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

福島県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件（平成十八年福島県人事委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月以降に合格者を発表する試験から適用する。
平成二十四年三月十三日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

「福島県
職員
（民間
企業等
職務経
験者）
採用候
補者試
験

「福島県
職員
（民間
企業等
職務経
験者）
採用候
補者試
験

を
に改める。

（採用給与課）